

会 議 録

| | |
|-----------------------|--|
| 会議の名称 | 市民参加推進会議（第7回） |
| 事務局 | 企画財政部企画課企画調整係 |
| 開催日時 | 平成18年5月10日（水） 午後6時05分～7時57分 |
| 開催場所 | 小金井市役所801会議室 |
| 出席者 | 別紙のとおり |
| 傍聴の可否 | ○ 可 ・ 一部不可 ・ 不可 |
| 傍聴者数 | 3人 |
| 傍聴不可等の理由等 | |
| 会議次第 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 市民参加条例運用状況等について <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民参加条例第20条の規定に基づく推進会議の提言等について (2) 市民参加条例対象附属機関等一覧表等について (3) その他 3 次回推進会議の日程について |
| 会議結果 | 別紙のとおり |
| 発言内容・ 発言者名（主な発言要旨） | 別紙のとおり |
| 提出資料 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民参加条例対象附属機関等一覧表等 (2) 市民参加推進会議における審議事項 (3) 市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言 (4) 「市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言」に対する意見について |
| その他 | |

第7回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成18年5月10日(水) 午後6時05分～午後7時57分

場 所 801会議室(第二庁舎)

出席委員 9人

委員長 室井敬司 委員

副委員長 水谷多加子 委員

井村穰 委員 土井利彦 委員

野瀬ふみ子 委員 大賀英二 委員

森田真希 委員 吉岡伸一 委員

松永明 委員

欠席委員 尹龍澤 委員 増田章夫 委員

木村雄喜 委員

事務局職員

企画課長 伊藤茂男 企画課長補佐兼企画調整係長 三浦真

企画課主査 林利俊 企画課企画調整係主事 高橋弘樹

傍聴者 3人

(午後6時05分開会)

◎室井委員長 皆さん、連休明けにもかかわらずお集まりいただきましてありがとうございます。早いものでもう今回で7回目の会議ということになりました。

今日は、木村委員及び増田委員は欠席の連絡を受けております。森田委員と尹委員は後ほどお見えになるかと存じます。

では最初に、式次第の方があるかと存じますが、それに沿って進めてまいりたいと思います。

まず最初に、3回にわたりまして、まちづくり条例の関係で、市民参加条例第20条の規定に基づく推進会議の提言等について行いましたので、これについての報告等を行います。

では最初に、事務局から資料が提出されておりますので、資料の説明をお願いいたします。

◎企画課長 小金井市まちづくり条例の関係で、2点の資料をお出ししております。1つは、平成17年11月8日、それから平成18年1月17日、1月27日に開催をされました本推進会議におきまして、審議の結果、市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言を市長に対して行うことになりましたので、平成18年2月15日付で行った提言書の写しでございます。

それからもう一つは、平成18年3月13日付でその提言を受けました市長の提言に対する意見でございます。内容につきましては、資料をごらんいただきたいと思います。

なお、いずれの資料につきましても、市議会の建設環境委員会の方へ資料として写しを提出

しております。

また、まちづくり条例につきましては、議会で審議の結果、3月28日の市議会本会議におきまして、市長の提案のとおり議決をされております。

以上でございます。

◎室井委員長 どうもありがとうございました。

それでは、この件につきまして、何か質疑があればお願いいたします。

はい、どうぞ。

◎土井委員 質疑というんじゃないんですけども、実は市長からの回答書といいますか、この意見の公表でございますが、例えば1の条例第13条第1項「附属機関等から提出のあった答申等を尊重しなければならないの規定に対する対応について」ということの、この意見の公表でございますけども、この問題については我々もずっとこのようなことを話してまいりました。基本的には市長が策定委員会にいろいろ投げて、なおかつ策定委員会で当然のことながら市との議論の中からああいう案をつくったわけなんですけども、そういうものについて、ここでは市の主張したもの、主張したものを出すということで、最初からある意味では策定委員会は要らなかったということをおっしゃっているのと非常に似たような形の回答の公表ではないかと思えます。

これは我々もこの中の議論の中で、策定委員会の答申内容を本当に最大限取り入れているかどうかということについても、どうも違うのではないかという結論に至っているはずで、ここでこういうふうな形の意見公表でありますと、これから先、もしも何かあったときに、常に行政側が決めたことそのものが既成事実として進んでしまう可能性があるということで、この辺だけはちょっと私、気になるものですから、意見として述べさせていただきたいと思えます。

◎室井委員長 そのほか何か。どうぞ。

◎大賀委員 同じことなんですけど、この市長の提言に対する意見というのは、要するに1点目だけで限定して言うと、要するに附属機関の答申を尊重したんだというふうに言っているようにも読めるんですけども、文面上は。ただ、これは文面上言っているだけであって、実際には今土井委員が言ったように、市の都合によって、取り入れられるものは取り入れた。取り入れられないものは取り入れてないということで、一方的に市が決めたことを議会に出したというにすぎないんであって、なぜその辺が、審議会までつくって市民の意見を聞いているにもかかわらずその審議会からの答申が尊重されなかったのかということに関しては、何ら回答というか意見が全体に市長のこの提言に対する意見というものには期待されていないと。つまり市の立場でもって、好きなどころだけ尊重したんだというようにしか読めないんであって、これでは市民参加条例の尊重という条例の主旨にそぐわない中身になっているというふうに私は思えます。

ですから、この市民参加推進会議としては、市長に提言を出した以上、こういう提言に対する意見が返ってきたことについてどのように対処するのかということについて議論する必要が

あるだろうというふうに思うんですが。

◎室井委員長 今、大賀委員の方から市長の意見についてということの取り扱いについて議論すべきではないかというご意見がございましたが、ほかにどのようなご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、今、大賀委員の方から提案がありましたこういう意見についての当会議における取り扱い方法について議論を進めたらどうかということですが、ほかの委員の方もそれでよろしいでしょうか。そういう議論をここでやった方がいいとお考えでしょうか。

◎松永委員 ちょっといいですか。

◎室井委員長 はい、どうぞ。

◎松永委員 基本的には、これに対する皆さんに伺った意見を報告すればいいのかなど。それについては賛成なんです。ただ、この会議の機能として、どういう形でこれを議論するのかというのはちょっといまだに調べていないので不明確なんです。そういう制約の中でやっぱり取り組むべきではないのかなど……。皆さん個人個人のそれぞれの意見それぞれあると思いますので、それ自体はよろしいんじゃないかと。ただ、この会議の権限というか機能の関係で、どういう制限をするのかというのだけは、含めて考えていただけるのかなというふうに思います。

◎室井委員長 条文があるかと思いますが、第20条ですね。第20条第2項は、「市長は、これを速やかに公表しなければならない」という規定でございますが、この会議は第19条にありますように、この条例の適正な運用状況を審議するため設置されているということでもありますので、この条例の適正な運用状況にかかわるかどうということではありますが、これはしかし結構あいまいな表現なものですから、今、大賀委員が提案された部分は、これは1つの意見として出されたというのでおしまいにするということもあり得るでしょうし、大賀委員が言われたように、もう一度意見についてをこの会議で検討するということがあるか、可能かどうかということにかかわりますが。

さて、どうでしょうかね。

◎土井委員 すみません。

◎室井委員長 どうぞ。

◎土井委員 実は、今回のこのまちづくり条例そのものの問題だけではなくて、当然これからいろいろ審議される条例その他にもかかわってくるのだと思います。ここで書かれているような形で、もしも同じようなことが起こったときに、やはり尊重したというだけで言い切ってしまうと通ってしまうという形になる。その部分というのがちゃんと我々自体がある意味で一定の基準ではないですけども、その辺を提示しておかないと、これから先、さらにいろんな問題が起こってくるのではないかという、ちょっとその辺が危惧されます。

◎室井委員長 我々としては尊重してないという提言をいたしましたんですね。

◎土井委員 そうです。

◎室井委員長 それに対しまして、市長の方からこういうような意見が出されたということになりますね。だから、我々のその会議としての提言は尊重していないという意味ではもう一度市長の方に投げ返しているわけですが、それに対して市長の方は最大限取り入れた結果として策定したというふうに言ってきているわけですが、そのところを議論しても、まだ多分、この会議としては尊重していないということについては変わらないと思いますので、結局のところ、ここでこの意見について、どういうふうな形で議論をしていくかということ、どうもはっきりしないんですね。

例えば、特定のこういう意見を出しなさいというようなことは多分言えないと思うんですね。なので、その点を大賀委員、もう少し具体的にそのどのようなことをここで議論したらいいとお考えですか。

◎大賀委員 今の市民参加条例の規定で十分なのかどうかというふうに問題を立てて、要するに審議会で出された提言をどのように尊重すべきなのかということ、もう少し詳細に市民参加条例の中で規定するということがひとつ考えられると思うんです。ですから、そういった市民参加条例自体の規定の問題性をやはり明らかにして、条例自体を改定、改正していく方向性をこの推進会議の中でつくって意見として出していくことが必要なんじゃないかというふうに私は考えています。

ただ、具体的にどの条文をどのように変更すれば今回のような事態が起こらなくなるのかということについては、私は今の時点ではこれといった特定の意見は持っていませんけども、ただそういう方向で議論する必要があるんじゃないかというふうに考えています。

◎室井委員長 それはそれとしてあり得るところですが、この今回の具体的な市長の意見について取り扱いをどうするかというのが最初の話だったんですけれども、取り扱いをどうするかと言われても、今さらどうするでもないとかという気がするんですけど、大賀委員が言われたように、条例自体の問題があるとすれば、それはまた制度改革の問題として、条例の適正な運用状況を審議するというに当たりますから、それは行うことはできると思うんですが、当面この意見についての取り扱いはここでもう一度議論をする必要はありますでしょうか。

◎大賀委員 いや、つまり、要するにこの意見をどのようにこの推進会議が受けとめるのかということについての一致点があれば出しておいた方がいいんじゃないかという点、今後の今言ったような条例自体の問題を議論する場が持てるとすれば、そこで生かされるのではないかということ。

◎室井委員長 それでは、ほかの委員の方におきまして、意見の取り扱いについて議論することについて、異議がなければ、簡単にそのことを議論したいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

◎室井委員長 では、時間の関係もありますので、こういう意見書が出てきたときに推進会議としてはどう取り扱うかということについて議論を進めたいと思います。何かご意見等ございましたら、お願いします。

◎吉岡委員 よろしいですか。

◎室井委員長 はい、どうぞ。

◎吉岡委員 審議会でいろいろ審議いただいて、答申、提言いただいて、それを市長が政策立案の参考にさせていただくということが審議会のあり方の趣旨だと思うんですね。今回の場合は、提言、答申を十分尊重されていないという、この会議でご意見等もたくさんございますけど、市長は条例執行の責任を持たなくちゃいけないということがございますので、現段階で実行不可能なものにつきましては、その趣旨は理解したとしても、条例化は難しいという判断を今回したということがございますので、地方自治法の基本となりますけど、条例、議案の提案権は市長にあるわけですね。提案されたものを議会でご審議いただくわけがございますので、審議会から答申等をした後に、その後の判断を市長、議会の場でゆだねていただくということの趣旨だと思いますので、私はこれ以上この件についての質疑はなかなか難しいのかなと思っていますけども。

◎室井委員長 その点はそのとおりだと思うんですけども、ここで、この会議でこの意見書を今後この件に限らずどう扱うかという今論議が出ているというふうに理解しますと、だからいろいろあると思うんですけども、しょうがない、そのままもうどうしようもないので次にいくということもあるんでしょうし、もう一回提言をするということはある得ないと思いますけれども、それ以外に何かあるかなという話なので、今、吉岡委員が言われたように、市長が、法案の件は、まちづくり条例の件はそれはおっしゃるとおりだと思うんで、それはそれでいいと思うんですが、意見書について、意見書というか意見についてですが、この会議としてもいいですか、どうですか。

◎大賀委員 もうこれ以上なかなか……。

◎室井委員長 まあ、そういう意見も。

◎大賀委員 問題があるかなと思います。

◎室井委員長 そうですね。

◎土井委員 ちょっと、じゃあ、この件についてという形とか、今言ったように例えば地方自治法に基づいたという議論をしてしまうと、実は市民参加というものを何のためにつくったかという議論がすっ飛ばんじゃうんですよ。確かに法に基づいた形で市長が執行をやっていく、それはそのとおりでまさにこれに基づいたということをしてしまうとそのとおりだと思います。

ただし、なぜ市民参加が起こってきているかという問題を考えたときに、例えば議員の方でも任期が4年間、その間、市民からの負託とはいいいながら、市民がその間にみずからの意思表明をする場があるかどうか、そういうことまで含めた、あるいは市長に対しても、任期の期間中に市民がいかに意見を言ってそれを聞いてもらえるかという、そういう部分というのは非常に市民参加の部分にあったはずだと思います。

そうすると、それを単に法の執行からという形で言ってしまったときに、その市民参加条例そのものが形骸化する可能性があるということで、その点が少し心配かなという気がいたしま

す。

それとあと1つは、この意見そのものを我々がどう考えるかということですが、その場合であるならば、逆に言えば我々が意見をまとめた上で市のホームページで我々からの説明という形で終わらせるという形があってもおかしくはないと思います。

◎室井委員長 最後の方のご提案は、この点については、条例上は特に何も書いてないんでしょうね。市長がこれを公表するときには、提言の内容も公表するんですか。

◎企画課長 第20条第2項にございますもので、提言を受けますと、提言の内容と、それから今回出ておりますような形で市長の意見ということで両方ホームページの方には載せております。

◎室井委員長 そうですね。ということは、今ホームページの話が出ましたけれども、提言そのものと同時に市長の意見が公表はされている。ということで見れば、提言に対して市長がどのような意見を書いたかということはわかるわけですね。それに改めてもう一回何かこちらからやるというのはちょっと必要ないのかなという気もするんですが、私がそういうことを言うてはいけないかと思うんですが。一応その提言と市長の意見が両方見られるという状況があるということ的前提とした上で、土井委員はさらに何かやっぱりやった方がいいというご意見ですか。

◎土井委員 いや、さらにとりか、ある意味その市民参加条例そのものの実効性を担保するための方法論をこれからどういうふうに考えていったらいいかというようなことを我々の立場から話す。別にこの問題そのものというよりも、こういうふうな結果を得て、例えば市民参加推進会議と市長の間でこういうふうな意見が違った場合に一体どうなってしまうのかということについて、やはり問題点はあるよということは我々言ってもおかしくないなと思っています。

◎室井委員長 問題点というのは、でも提言を出しますよね。

◎土井委員 はい。

◎室井委員長 それに対して市長が意見を述べる。それは違う、その提言は提言ですから、それに全部従わないという形の意見の表明は当然あり得ますよね。その場合に、この会議としてもう一度何かコメントをすべきだということでご意見ですか。

◎土井委員 そうですね。コメントすべきだというよりも、我々自体が市民参加推進会議でその市民参加条例を実効性を高めるためにどうしたらいいかという立場で考えざるを得ないと思います。そこのときに、今現実にこういうふうな形で市長が一方的に尊重しているという意見表明をすればそれでおしまいということであるならば、市民参加という立場からいったときに、市民参加が本当に進むかどうかという、そこが問題点になると思っています。だからある程度市民参加が進むというのは、市民の意見なり何なりが活かされるという回路ができないと市民参加の実効性というのは担保できないと思います。例えば、市民がたくさん集まっていろいろ意見聞いたけれども、市はその内容を受けなかった。その場合も、市民参加はさせたからもうそれでいいんだという形になって、市民参加は達成される形になってしまうものですから、そ

れではちょっと違うんじゃないかなということ、その辺の意見だけは言っておいた方がいいだろうなという感じです。

◎室井委員長 土井委員、まさにそのために提言をしたわけですね。

◎土井委員 そうなんです。

◎室井委員長 だから、その部分はこの会議としての役割は一応果たしているわけです。その後の……。

◎松永委員 今の件に関連して、1つはこの条例の解釈と連動するんですけど、あくまでも第20条の関係は市長に提言するものというふうになっていますね。ですからこういう提言をしたと。それに対する市長の意見が明らかにされ、それが公表されるということですね。ですから、この流れとして1つは完結したということは言えると思います。

確かにその中で、これは市議会の中で問題になってるんですけど、条例上のいわゆる法的な限界とといいますか、あとその解釈の問題、あと1つ、運用の関係をどうするかが1つあると思うんです。条例上の問題もあるんですけど、一般的に附属機関等の関係で言えば、諮問、答申自体かかわってないですね。今回の場合については、これ提言ということですから。

あと法的には当然法令用語というのは解釈に過ちがないものということで、答申、提言、建議と、大体一般的にこの3つだと。答申、提言と。今回の場合提言ということなんですが、あくまでもその中で提言という1つの一定のプロセスというか、結論終わるわけですね。そうしたら、この条例上は市長に提言するしかないということなんです。ですから、これでこの問題については終わったと。ただし、今、土井さんとか大賀さんが言ったようにこれに、こういった市長の意見は、納得できないとか、また違うとか、自分と合わないとかいう場合については、それぞれ皆さん委員さんそれぞれ個人の意見があるんだろうと。

ただし、この今言った条例の中のさらにこういった意見、それは、これは自由だと思うんです。言うことはね。ただし、この委員会の機能として、それに対してそれについての一定の権限なり集約するなりというのはちょっと違うんじゃないかなと。

◎室井委員長 どうもありがとうございました。提言という言葉はそういうものだというお話ですが、ですから提言はそれでもう終わったということになるかと思うんですけども、多分それに加えて言われているのは、さらに第19条の条例の適正な運用状況としてこの意見書を扱うべきじゃないかということではないかと思うんですけども、そういうふうにやっていると、結構な、だんだんと長くなりますから、当面違ったということで認識をして進めたらどうかなと思うんですが、どうでしょうね。

◎大賀委員 例えば、いいですか。

◎室井委員長 はい。

◎大賀委員 違ったというのは、今回のこの推進会議の提言に対する市長の意見も食い違いがある。その前の話で言うと、まちづくり条例の審議会が出した答申に対する市長の意見ではないですけども、議会の方に出した条例とが違っていると。ですから、問題はそういう違いがあ

ること自体は別に僕は構わないと思うんですよ。あって当然なんです。ただ、なぜそういう違いが出てきたのかということをはっきりさせろというのが、そもそもこの件、この間の問題だったんだろうと思うんですよ。

それで、例えば私は、まちづくり条例の答申がいわゆる市長案となって変更される過程の書面を市の方に出すようにと、この推進会議に出すようにというふうをお願いしたんですが、結局それはないという回答でしたよね。ですから、そういうところからして、問題は個別にいろいろあるのではないかと。つまり、なぜ変更されたのかもわからないまま、要するに別の条例というか市長の条例が提案されるということは、要するに市民の答申を尊重したというふうに表向きは言いながら違いがあるわけですから、その違いが何なのかということを引きつと説明しなきゃなんないわけでしょう。それを例えば、違いが生じてきた経過を記した書面を出せと言われてその書面はないとかということ自体、またそれは1つの問題ですよ。

だから私が言いたいのは、そういった市長と、この推進会議もそうですし、まちづくり条例の委員会もそうですけれども、そういった市民の意見と市長の意見とが食い違ったときに、その食い違いがなぜ生じたのかということがわかるような手続が規定されていなければ、尊重もへったくれもないだろうというふうに私は思うんですけれども。

ですから、そういう意味で、今回の市長の提言に対する意見、尊重したというふうに表向き言っているように読めるんですが、その辺について考えるときに、もう一度これに対する提言を出すということではなくて、どういうふうにしたら、その辺の差を埋めるという言い方は適切かどうかわかりませんが、要するに差が出る原因がはっきりするということも含めて埋められるのかということをやっぱり考えるべきじゃないかということですよ。

◎室井委員長 今の点は、提言でも申し上げましたよね。いろいろと、提言の方の(2)ですかね、この過程の話。ですから、この会議としては、それは言及はしているんですね。それを市長サイドの方でどのように受けとめ、今後生かされるかということは、やっぱりそれは市民の方の広い意味での監視というんでしょうか、そういうものが重要になってくると思いますが、当会議としてこれをどうするかと言われても、今の問題を、過程を明らかになさっていないときに、この会議はそこまで権限がないんじゃないと思うんです。言うことは言えますけれども、一応言ったのは言ったんですけどね。その後はやっぱりどこでやるのか市長サイドで考えてもらうということになるんでしょうかね。

◎大賀委員 この推進会議では、そういうことは考えないということでもいいんじゃないかと。

◎室井委員長 ちょっと、これ以上何ができるのかなという気がするんですけどね。

◎松永委員 言い合いになるという意味ではなくて、これは一般的にこの会議はこの中で提言がされると。それに対する市長の意見はこうであると一連の手続というのはここで完結したわけですね。ただし、委員さんの中には、そうは言っても、実際に市長のこの意見について提言を尊重しているという市長の提言は違うんじゃないかと。それはそれで当然だと思うんです。そういう意見があるとしても。いや、これは当然だと。または当たり前だとか、全く違うんじ

ゃないかと、それはそれぞれ皆さんの意見がありますので、それ自体を表明することはいいんですが、ただこれについて、少なくともこの条例の中の権限の中で、提言ということでなおかつ市がこうしたということのをこれについては言っています。もう判断が示されたということで、あとこちらが言うのは、発言はそれは構わないし提言も構わない。ただ、委員会としてどうのこうのということにはならないんじゃないかと。

◎土井委員 すみません。ちょっと今の発言ちょっと違いまして、例えば市長の方の意見書の2ですけれども、本来この中でも手続的な部分だけは非常に明らかな形で文書に残してやってほしいというのを我々ずっと議論してきたと思います。それがないと、実は行政の中の意思決定というのが市民にとってわからないということで、そういうものを残してほしいという議論がかなり出たはずですよ。ところがここにおきましては、出てきた言葉というのは、そんなの必要ないからやったんだというだけの話なんです。これでは、本来の市民参加といいますか、市民に対する情報開示その他ということに関して非常にまずいといいますか、市民がそれじゃそのプロセスをどういうふうな形で進められたのか知りたいと思っても知ることができないという構図をつくってしまっている。これはちょっとまずいんじゃないか。これは市民参加の立場から言うと、多くの市民が市政、行政に参加するということを考えたときに、市政、行政のプロセスそのものが明らかにされないと、一方的な形で参加しろよ、参加した、それだけの話になってしまうんじゃないかという気がいたします。その部分だけなんです。私心配しているのは。

今回の問題についてどうのこうのというよりも、今回の回答そのものがそういうところに触れた上で、例えば条例として体裁を整える作業を行ったものであるという形だけの話しかここでは出てきておりません。我々が求めたのは、次の段階として、もうやってしまったものはある程度仕方ないかもしれないけれども、それ以降の手続としてどういうものがあるかというふうな形で明確にしてほしかったなと思っています。

◎松永委員 僕がこんなこと答えるのおかしいんですけど、ただ、前に総務課長をやったので、これの仕事ばかりやってまして、起案の関係なんです、実務的な話をちょっと立場上、言っているのかわかりませんが、一般的な条例等を制定する場合には、かなり時間がかかるんです。1か月2か月かかると思います。ただ、ここに書いてありますように、「文書・法務担当課と相談しながら」、この部分だけについて説明しますと、1つの条例をつくる場合、何度もやりとりするわけですね。その場合は記録なんてありません。担当者その後で打ち合わせますから。ただ僕が言っているのはこの部分だけです。そうしますと、その間、例えば条文の関係と法令の根拠、用語の使い方云々全部チェックするんです。ですから、条例1つつくる場合でもかなり時間と手間がかかるんです。それは一々記録なんかしません。すべてそのいわゆるプロジェクトチーム的なものをつくって担当者が話し合うんです。それはどこの市もやっていません。ただし、ここにあるパブリックコメントとか、そういう手続をして、それは記録に残っているので、ですから、市長は策定委員会を市長はそれからどう変えたかと

いうのは新旧対照表的につくって公表すると思うんですが、少なくとも文書の担当と相談しても、確かにそういうことについては、いわゆる法制・執務担当として一々そのやりとり、例えばどこに点を打つかとか、用語の使い方が間違っているとか、そういうことについては、その記録は普通はつくらない。

◎土井委員 それはそうだと思いますけど。法令内容そのものの、文言そのものについてはそうだと思います。

ただし、条例そのものである条文が、消えたりなんかする。それはなぜかというような説明とかそういうものがないと、そのプロセスでどういう議論がなされてそれがなくなったのかという部分がないと、実は市民の立場から言うと、わけのわからないままなくなってしまうというしかなくなってしまうんですね。

◎室井委員長 それは提言に書いているとおりになんです。

◎土井委員 それはそのとおりになんです。その部分についての該当するものが、実はこの中ではほとんど言及されていないということで、意見という形で、そういう部分についての意見を我々欲しかったなという部分は、これから先を明らかにするという意味で、その部分だけちょっと気になっているところなんです。

◎室井委員長 それは議事録にとどめるということで理解していただくと。言われていることはそのとおりの部分が大きいと思いますが。

ということで、一応提言をした、意見も出たということで、この件はこれまでにしたいと思いますが、もう一つ大賀委員が条例自体のという話がありました。これはちょっと大きな問題でありますので、この後、今後どのようなことをこの会議で議論していくかということを議論することになりますので、そこでそれ以外にも、ただいま皆さんが言われているように、もう少し市民参加、住民参加の実をどういうふうに、やっぱり住民投票の問題なんかもあるかと思えますから、そういうものでやれば、それは市長さんの方もまた尊重の度合いが変わってくる可能性もありますから、そういうものが今できていないので、それをつくらなきゃいけないという、ここでつくるわけじゃないんです。今もできてないんですね。

◎吉岡委員 市民参加条例上はその規定はございますけど、まだ実際……。

◎室井委員長 まだできてないんですね。そういうようなこともありますから、検討することはたくさんあるかと思いますが、その中で、大賀委員がさっき提案された尊重という部分を条例上どう扱うかという問題は心に留めながら、ここの部分はそのままというか、これで終わりにしたいと思いますが、いいですか。この市長の意見につきましては。

◎野瀬委員 いいですか。

◎室井委員長 どうぞ。

◎野瀬委員 この提言と、それからそれに対する答えと今のお話を聞いていて感じたんですけども、結局こちらの方からは尊重されていないということで、市長の方からは最大限尊重したという返事だと思うんですけども、もう少し具体的に質問形式で提言をするときに尋ねて

いくとか、この点について。結局尊重していない、尊重したというのは全くすれ違いで、中身について何も出されていないということで、言葉上聞けばそのようにしか聞こえないわけなんですけれども、内容についてたくさん私たち話してきていると思うんですけれども、それをもうちょっと具体的に質問をして、それを返していただくという形をとった方がいいのかなというふうに思いました。

◎室井委員長 ああ、なるほど、わかりました。実は余り内容についてはここで議論してないと思うんですよね。どこが変わったとか。一応変わったということは認識しましたが。

ですから、今後の提言のやり方として、今の提案のように、もう少し内容に踏み込んでということはあり得ると思いますが、ただ年に2回の会議が一応予定ですから、どこまでできるかという問題があって、その個別な案件も重要だと思うんですけれども、さっきも言いましたように、やらなければいけないことがまだこの条例にはあると思うんですね。そちらの方もひとつ意識しておくことは大事だと思いますので、今の点は議事録にも残りますから、今後の提言としては、そのような形もできるだけとっていくという方法を確認しておきたいと思います。よろしいですか。

ほかによろしいでしょうか。

(なし)

◎室井委員長 それでは、このまちづくり条例の案件につきましては、ここまでといたしまして、次に入らせていただきますが、次は市民参加条例対象附属機関等一覧表についてということについて、説明をお願いしたいと思います。

では事務局の方、お願いいたします。

◎企画課長 本日、資料として4点提出させていただいております。資料1を見ていただきたいと思います。3ページにわたっておりますけれども、これは市民参加条例対象附属機関等一覧表ということで、今年の4月1日現在で調製しております。

それでその中で2番、それから17番、それから21番につきましては、平成17年度中に新設した附属機関でございます。それから22番と39番につきましては、今年の4月1日に新設したものでございます。

次に資料2でございます。資料2につきましては、平成16年度と17年度に公募をいたしました附属機関の募集の状況、それから選考の状況、そういった一覧でございます。

それから資料3につきましては、平成16年度と17年度におきますパブリックコメントの実施状況の一覧です。

それから最後のページになりますけれども、資料4は平成18年度新設予定の審議会等、附属機関等一覧、それからその中で、それとは別ですけれども、公募を予定する附属機関の一覧でございます。

内容につきましては、いずれも資料をごらんいただきたいと思います。

◎室井委員長 どうもありがとうございました。

相当数がありますが、何か質疑があればお願いいたします。

これは質疑といっても特に、余り言うこともないかと思いますが、こんなにあるんだというふうには……。

よろしいでしょうか。

◎大賀委員 すみません。

◎室井委員長 はい、どうぞ。

◎大賀委員 資料1の任期数が条例の規定を超えているものはどのぐらいいるのでしょうか。委員の任期。

◎企画課長 資料1の任期数のところ、3期までできるということになっておりますので、4期のところを数えていけばいいんですけども、ちょっとトータルはしておりませんので申しわけないですけども、4期以上というところが、原則として3期までということですので、ただ専門性がある委員の方はなかなか3期までということにならないと思いますけれども、原則としては4期以上という任期につきましては、条例上不適切ではあるということだと思います。

◎大賀委員 ですからつまり、その原則を変えて就任されている方がいるのかどうかということ。要するにそれなりの事情があってやっているのか、ただ漫然と4期以上やっているのかということなんですが。それはやはり市民参加条例の運用の問題から言えば、それはどちらなのかということをはっきりさせる必要があるし、当然漫然と4期以上やっている者に関しては、それなりの対応をしなければいけないんだというふうに思うんですが。

◎室井委員長 これ見ますと相当ありますね。4期以上というのが相当ありますので、これを問題にしますと、今、資料の説明で……。

◎大賀委員 いや、把握しているかどうかをお聞きしただけです。問題にするということではありません。

◎室井委員長 その点は担当者という……。

◎企画課長 去年の段階、当初の段階ですけども、一応担当課の方には3期までということで、4期以上やっている者について、どういうことかという調査はやったことはあるんですけども、あと、年に2回なんですけれども、原則として3期までということですから、次の開催のときにはなるべくその4期以上の方がいないような形で運営をしてくださいという通知は出しております。

そういう意味では、全然条例を無視しているということはないんですけども、数としては4期以上の方がいらっしゃる委員会も相当あるということでございます。

◎松永委員 今、大賀委員さんと事務局ちょっと違うと思うんですけど、この中で、大賀委員さん、3期までだということですよ。これはこれでいいんです。ただ、その中でただし書の規定で、その部分が4期以上にどれだけあるのか、これに該当しないんだよ、それに該当しないのはおかしいじゃないか、こういう趣旨なんですか。

◎大賀委員 調査をしたということはいいです。調査の結果がどうなっているのかということ

を報告していただければいいんです。

◎松永委員 だから、このただし書に外れるものもあるんじゃないかというところをやっぱりきちんと、このいろんな趣旨から言って、それについてはおかしいのではないかと、こういうことですね。

◎大賀委員 そうです。

◎企画課長 大賀委員と松永委員のおっしゃられますように、ただし書きがございますので、どうしても専門的なものにつきましては、3期までというのはなかなか困難ですので、再度担当課の方に4期以上している方で、ただし書きに該当しないような方がいるのかどうかということ調査をしてみたいと思います。次回報告させていただきます。

◎室井委員長 じゃあ次回ということですね。

それではよろしいですか。

では、今の件、4期以上の方についての理由等はどうなっているかということで資料の提出等をお願いするということにしたいと思います。

この件につきましては、ほかに質疑等ございますでしょうか。

(なし)

◎室井委員長 ではないようなので、この件につきましてはこういう説明を受けたということで終わりにしたいと思います。

では次に、今後の、本日も含め今後の本推進会議での議題についての協議をお願いしたいと思います。

これはお手元に平成17年11月8日付の市民参加推進会議における審議事項というのがございますが、これは一応参考ということで以前にお配りしたものでございますが、これを参考にしながら、今後この会議でどういうことを審議していくかということを決めていきたいと思いますが、ちょっと見ておきますと、1が公募委員の選任方法等についてということですね。議員が附属機関等の委員に就任することについては、これは昨年度終了している。それから、市民参加条例第4章から8章まで、これはほとんど全部というか、具体的には市民の意向調査、市民の提言制度、市民投票、市民と市との日常的な協働、協働のための活動拠点ということで非常に重要な部分があるわけですが、それから4番目といたしまして、この会議で出てきました委員の兼任と任期及び充て職についてということで、先ほどの大賀委員の質問にもかかわりますが、任期の問題。さらにパブリックコメントの在り方について、それから6番目、審議会等における資料の取扱いについて。7、附属機関等の設置について。8、子ども団体からの委員の就任についてというふうにございますけれども、何分時間も限られておりますので、今後、あるいは今日できれば今日も含めて何回もないですから。

◎大賀委員 すみません、これ、3月17日と7月5日というふうに括弧して書いてあるんですが、これはどういう意味なんですか。

◎室井委員長 はい、どうぞ。

◎企画課長 3月17日は第2回の委員会でございます。

◎大賀委員 ああ、わかりました。

◎企画課長 そのときにこういったものが議題にしたかどうかという意見が出ておりますのでのせております。

◎室井委員長 ありがとうございます。

◎大賀委員 私の意見、いいですか。

◎室井委員長 はい、どうぞ。

◎大賀委員 1番から順番にやっていただきたいと思います。それからあと、ただ8番まで全部2年の任期のうちにあともう何回あるかわかりませんが、8番まで終わらないということであれば、順番を飛ばす、要するに不要とは言いませんが、重要性の低いものについては飛ばしてということも考えられると思いますが、あと何回のうちにこれをやろうということなのか、その辺、委員長の計画を伺いたい。

◎室井委員長 この現委員ということでは、あと2回です。

◎企画課長 あと3回。今日を入れて3回です。

◎室井委員長 今日を入れて3回。あと、だから今日を入れて3回です。その後は新委員ですから、今の委員の方で今日を入れて3回ということでもありますね。ですから、当然全部は無理かなというような気がしますね。

◎松永委員 個人的な意見ですけれど、行政の立場で言うわけじゃないんですけれど、一番行政で困っているのが公募委員の選任とか、これはある程度定着していると考えてます。委員の兼任と任期、充て職については法的な問題があるのでそれは無視できないし、ほぼ決まったと。あくまでも個人的な意見なんですけど、行政の立場では私自身は7月5日の5番、パブリックコメントの在り方をやっているんですけど、まだ定着していないんです。個人的な意見ですよ。それで、実際、その効果とその結果をどう反映させるか含めて各自治体試行錯誤なんです。できれば、一番効果的など言ったらおかしいんですが、制度のあり方として、基本的な考え方の案を示せば行政もそれについて、まあこんな言い方おかしいんですが、行政としてはやりたくない制度なんです。ですが、ただ、これは市民の意見を、例えば審議会等に市民に参加していただくのはいいんですが、このパブリックコメントについては広く意見を募集できるんです。広く時間をかけないで参加しなくても意見等出せますので、行政としてはこれについては今後かなり重要視していかなければならないなという気持ちなんです。ですから、ただあくまでもやりましたという、形骸化して、制度化してやったという事実だけ残してもしょうがないので、基本的な考え方についてはぜひ皆さんの意見を聞きたいなというのが僕の個人的な意見です。だから任期というか、あと2回しかないの、そういう意味では皆さんの本当に自由な意見を行政の立場でお聞きしたいなというのがあります。

◎室井委員長 ありがとうございます。

今、大賀委員の方はこの順番どおりということでしたが、松永委員の方から特にこ

のパブリックコメントについてというご意見ですが、そのほかの意見、あるいはほかにでもいいですが。はい、どうぞ。

◎土井委員 私の方もできれば全部やりたいけども、恐らく全部はできないという前提でお話ししますと、一番最初、恐らく3月17日のときに、公募委員の選任方法についてというのは私が申し上げたんじゃないかなと思うんですけども、やはりこれも基準がないということで、最終的なところでの、どうも最終的にはそれこそ抽選なり何なりという形しかとれないんじゃないかなという、そういう方法論の問題でどうしたらいいかという問題が当然残っていると思います。

それと、あと1つ、松永委員のおっしゃったパブリックコメントの在り方、実際に今いただいた資料を見ましても、パブリックコメントの数、募集しても、一番多いまちづくり条例でも35人、10万人のうちの35人ですからいかに少ないか、と同時にあと1つはそういうものをいかに生かすかというその辺の仕組みそのものがまだ未確立なんではないかなという気がいたします。いろいろなところでいろいろな形で市民参加の問題でパブリックコメントに近い形のを議論されてますけども、基本的には市民自体がパブリックコメントされたものに対して、いかにまず情報としてこなせるかということがない限り、さあ意見を言えと言われても答えようがないというのが恐らく現状で、これは行政側も、やはり市民側も両方とも困っている問題ではないかなということで、ある意味では非常に重要な問題だと思っています。これは我々としては必ず議論すべき問題ではないかと思っています。

それとあと1つ、市民参加条例の第4章から第8章までについて、これは先ほど吉岡委員もおっしゃられてたように、住民投票の問題から、そういう問題をこれから先にどうやって生かしていくかという、その手続的なところをどうやって議論しておくかということは、我々自体ができないにしても、道筋だけでもつけておく必要があるかなというふうに考えています。私としては、むしろこれだけの中のうち、我々が議論できるとしたら、その3点を少し中心にやっていけばいいかなという感じだと思います。

◎室井委員長 今のご意見は、1、5、3ということでしょうかね。この中ではね。わかりました。

ほかの委員の方、ご意見いかがでしょうか。

ないようですが、よろしいでしょうかね。

そうしますと、当面今上がってきたのは、1、5、3という形だと思いますが、1については、公募委員の選任方法についてということで、実は先ほど松永委員の方からお話もありましたが、それなりに決められている任務があるということで、それを前提として考えれば比較的議論はしやすいかもしれないという気がしますね。それに対してパブリックコメントは、これは非常に漠としていますから、相当いろんな意見がある可能性があります。

そういう意味では、今日まだ1時間ございますので、1の公募委員の選任方法というのをやって、次のときにそのパブリックコメントに移ったらいかがかなという提案をさせていただきます

たいんですが、どうでしょうか。

はい、どうぞ。

◎松永委員 1番、まずそれはそれでいいんですけど、資料を持ってないんですね。

◎室井委員長 基本的に条例にのっとって……。

◎松永委員 ホームページじゃなくて詳しく。

◎室井委員長 ああ、もっとね。

◎松永委員 テーマみたいのがあるんですよ。どういうふうに行っているかというのを。規則か。それでむしろ法律的にやるんでしたらそれがあつた方が、現状はどういうものかというのをかなり詳しく。企画がつくって各公募委員さんを各課が募集しますね。これにのっとってやってくださいというのがあるんです。それがあつた方が効率的じゃないかなと思います。

◎室井委員長 わかりました。じゃあ、それはすぐにはちょっとあれなのでということですね。

◎松永委員 次回に……。

◎室井委員長 今、そういうご意見がございましたけども、これは効率の話になりますが、ではあれですか、パブリックコメントの方に移りましょうか。こちらは意見を伺っていくということで、多分結論というのは……。

◎松永委員 個人的には、できるだけ効率的にやりたいなと思っていて、もし皆さんで必要があれば、こういうのは資料で整えてもらいたいというのがあれば、事務局でそろえてもらった方がいいですね。

◎土井委員 そうですね。

◎松永委員 だから、少なくともこの1番、それから5番ですか、できるのはあと2回しかないんですから、できるだけ皆さんの意見をお伺いするためには、できるだけ資料についてはあつた方が僕は個人的には、ですからここで、今日は次のときにこういう資料を皆さんそろえてくるように言ったらできるわけですよ。その方が効率的じゃないかなと思います。

◎室井委員長 なるほど。じゃあ今の提案を受けまして、1と5について、どちらも議論しながらどういった資料を出していただくかということを経験するということか、ちょっともったいないですけど、そういうのを踏まえて、30分弱ずつ、そういう議論にしましょうか。それでよろしいですか。

そうすると、3の方が、これはまあ、3の中の問題、第4章から第8章までなんですけど、どれか1つぐらいはというふうにも思いますけれども、こちらもいずれも資料を用意していただくという意味では、あらかじめどれを検討するかということがわかってればいいかなと思うんですが、この点どうでしょうかね。やっぱりこれもいきなりでは議論できないところがありますね。

では、もとに戻りまして、1の公募委員の選任方法等についてということにつきまして、当面、どういうところが問題で、どういう資料をお願いして議論すべきかということについて意見を伺いたいと思います。

ということで、まず2、30分の間に、公募委員の選任方法等について、どういうところが問題で、どういう資料を出してほしいかというご意見を伺いたいと思います。

どうでしょうか。

◎企画課長 委員長、よろしいですか。

◎室井委員長 はい。

◎企画課長 公募委員の選任方法等につきましては、3月17日の第2回の委員会の際に若干ご説明をして、その意味で土井委員の方から意見があった部分でございます。ですから、お手元の手引きがあると思うんですが、そちらの37ページから施行規則が載っているんですけども、38ページのところです。38ページの第9条から、公募委員につきまして規定がございます。第9条、10条、11条、12条、13条までですかね。ですから、こういったことで規則が載っております。最終的にこういった規則を受けまして、具体的にではどうするかということで、45ページから公募委員の選考基準という形で、モデル的な基準をつくりまして、このモデル基準を使っておりますので、その形でやります。

それで、特に46ページのところで、7番で選考委員会というものをつくります。選考委員会につきましては、市民の方が入ることではなくて、市長、助役、収入役とかそういった形で市の職員が選考委員になりまして、現実的には論文の審査が主でございますので、論文の点数をつけるという形で評価をして選んでいくと。

ただ、男女が偏らないようにするとか、年齢が偏らないようにするとかという若干の考慮もしつつ選考していくという形でやっております。ですから、そのことについて、いろいろご意見があると思いますので、それをいっていただきたいと思いますが、一応やり方としては決まっております。

◎室井委員長 相当その資料はあると。

◎企画課長 これ以外のもし資料が必要でしたら言っていただければ用意します。

◎室井委員長 わかりました。じゃあ何となく思い出してきましたので、ご意見がとおりかと思えます。はい、どうぞ。

◎土井委員 たしか私が申し上げた部分については、これの最終的な選考委員会の問題点だと思います。これはたまたま議会で市長が自分の意見と同じようなものを選ぶということをおっしゃったものですから、これはまずいだろうと。最終的に公平に選ぶという形のものというのは、ある意味で、市の関係者が選ぶと、みずからの意見に近いものを論文でも選びがちになってしまうのではないかというおそれがあるなということで、その部分だけを申し上げたわけなんです。

最終的には、論文を出していただいて、その論文審査まではいいかもしれないけれども、その後については、むしろいかに公平を期すべきかということの方が問題になってくると思いますが、そうするともう抽選しかないかなというふうな気もしないではないなと思っているんですけどね。

これは、実はこういう場で言っていいかどうかの問題あるんですけども、いろんな方たちが最終的な形で同じような意見を言っても、ほとんど好き嫌いではねられたというふうな形の意見をお持ちの方もいるものですから、結果としてそういうふうなイメージを与えてしまう限り、制度的に今の形だとまずいのではないかなと。であるならば、逆に言うとそういう人為の介入しない部分というのは最終的につくった形でできるだけ公平を期した方が皆さんにとってもいいのではないかなという気がするというのが私の意見でございます。

◎松永委員 多分懐疑的な意見なんですけど、僕自身もその選考に加わったことが結構あるんですけども、やはり基本的にその委員さんを、その委員各種、審議会、委員会等の委員さんをここで選ぶ目的は何かということを考えるときに、やはり例えば地域の方に連絡してくれたりとか、これはどうしてもやはり必要なんです。だから抽選だったらそれは簡単なんですけど、こういうものを排除するには、ある程度その辺の方法論とかテクニク、やり方とか、そういうのがないと非常にいつも困ってしまいます。

ですから、いいですよ、このとおりですから。ただ、その方法について最終的にさっき委員さんが言ったように一番そういうのがなければ抽選でもいいわけですよ。ところが審議会委員は3分の1は女性にしろとか、公募の3分の1だとかありますね。それを進めるためには、じゃあ、どうして女性を排除するのかとか、そういうものをある程度そういうテクニクとか技術とか、ある程度意見を持った方がいいんじゃないかという気がする。乱暴にじゃあ全部抽選しない。それが一番行政にとって簡単なんです。ですから、例えば論文でもこんなあれですけど、とてもだめだなと。だれが見てもね。制度自体を知らない。例えばその審議会の目的があるわけです。例えば個人情報だったら個人情報、ある程度に関心がある方はある程度知識がある。ところが、意見が求められる、そうしないと説明会になってしまう。行政側にとってはこれはこれの説明会になって目的が違うということでもありますから、ある程度そういうことを有効に反映させるために、公募認定に有効に反映させるための公募論というのはやはりいまだに結論がついてない。

◎室井委員長 この会議見ていると皆さん、そうじゃなくて結構意見があっというかなと思うんですが。

◎松永委員 それをお聞きしたいんです。

◎室井委員長 そうですね、その意味ではやはりどれぐらいの応募があるかということもちょっと必要ですね。資料という意味ではね。

◎企画課長 委員長、それは今日お配りした資料2を見ていただきたい。

◎室井委員長 ああ、これですか。

◎企画課長 平成16年度と17年度で応募した状況が載っています。私どもの推進会議につきましては、8名の応募に対して12名ということで結構多いんですけども、ほとんどが定数と同じぐらいの応募しかございませんので、そこであえてくじ引きするというのはなかなか難しいような状況かと思っておりますけど、これからなるべく応募が多くなるような形で周知をして

いきたいと思っています。

◎水谷委員 質問なのですが……。

◎室井委員長 はい、どうぞ。

◎水谷委員 先ほどのご説明の中に、ある程度男女比と年齢を考慮してとありましたが、男女比については、3割とさっき松永委員がおっしゃったのですが、公式にはある程度何割を目安にするみたいな基準があるかどうか……。

◎室井委員長 どっかで何か載ってましたかね。

◎吉岡委員 男女の比率に偏りがないように。第9条。

◎水谷委員 例えば、外国の例でいくと4割以上どちらかの性が占めないようにするというのが明文化されている国もありますけども。

◎松永委員 基本的には半々が理想なんですけど、ただ、そうは言ってもなかなかそうは言ってない。ですから、市として当面は3割を目標にするというというのが今までの体系です。それがいいか悪いかは……、それを目的に目標にしていると。ですから、それが達成されれば最終的に4割、5割というのも当然考えられると。まだそこまでいっていないと。

◎室井委員長 3割に抑えようという意味じゃないと思いますよ。

◎吉岡委員 これ以外に男女平等基本条例というのを小金井市は持っています。その中でこのような記述が出ているんですよ。ですから、制度的には当然そういう形になっていくんですけど、当面は通常である男女の条例をこういうふうに引用している。

◎水谷委員 男女の条例の目安が3割を目標にという……。

◎吉岡委員 3割とは何も言ってません。偏りがないように。

◎水谷委員 値がないということで。わかりました。

あともう一つなのですが、選考基準について、今教えていただいた46ページに論文審査の審査項目というのが1から5まで出ていますけれども、私自身は応募するときにこういうことで審査されるということを知らずに応募したわけなんですけども、これは何らかの形で公表されているものでしょうか、市民向けに。

◎企画課長 募集するときに、市報やホームページにも書いてありますけれども、公募選考基準につきましては、必要な方につきましてはお渡ししますということですので、お渡ししてしますので、今水谷委員が言われた部分につきましては、6番の文章かと思えますけれども、物によっていろいろ書き方は違っておりますけれども、審査の項目は載っておりますので。選考基準に。それはお配りしております。

◎水谷委員 公募の案内が市報などに出るときに、選考基準について必要があれば配布しますという一文が入っていると。

◎企画課長 入ってます。

◎水谷委員 はい、ありがとうございます。

◎室井委員長 そうすると、ほかに何かご意見ございますか。

よろしいですか。

◎大賀委員 資料のことだと思うのでちょっとお聞きしたいんですが、これは公募委員の選任方法等ということで、多分「等」の中に含まれると思うんですが、今の議論を聞いていて、要するに応募がないんだから選任方法もへったくれもないんだという、乱暴に言ってしまえばそのような意見もあるぐらいな状況なので、私はこの選任方法の問題というのは、要するにいかにかこういった公募委員をちゃんと、ちゃんとというか公募しているんだということを宣伝するのかということがまず第一の前提なんだろうというふうに思うんですが、その点から考えますと、各現行の審議会がホームページには議事録を掲載しているところがこの推進会議以外ないようなんですよね。私が見ている範囲では。大体その推進会議……、ごめんなさい。この40幾つある審議会がどういう議論をやって、どういう方がどういう議論をやっているのかということを知らせない限り、じゃあ面白そうだから公募委員に応募しようなんていう人は、よっぽどある意味で言ってしまえば好きものですよ。

だからやっぱり、そこがまず前提として重要なんだろうというふうに思うんで、私としてはなぜ議事録が公表されていないのかということをもっと明らかにしていただきたいというふうに思います。

◎室井委員長 なるほど。

議事録、まあそういうことはあるかもしれませんがね。議事録が出ていれば何をやっているかというのがわかるということで、ただあんなふうに名前が出るとなるとかえって逆効果もあるんじゃないかという気もしないでもないですけども。

ちょっと見てないんですけど、そのまま出ているんですよ。

◎土井委員 出てます。

◎室井委員長 ちょっと恥ずかしいところが……。

大賀委員の言われたこと、もっと広い意味ではまさに選任方法等というのはそういうことであって、PR方法とか、それは必要ですね。先ほど人数見ましても、やっぱりそれほど応募が多いというわけではないですね。しかし、数もすごいあるんですね。これだけの審議会と附属機関があるということになると、まあやっぱり大変なんですよ。応募者が少なくなるのはやむを得ないかなという気はしますね。

◎大賀委員 いや、そんなことはないですよ。小金井市民11万いるわけですから。

◎室井委員長 ……わかりませんが。

◎井村委員 ちょっといいですか。

◎室井委員長 はい。

◎井村委員 応募の人数が確かに少ないんで、それが一番問題だと思うんですけど、それはなぜ少ないかということと、どちらかということ、議事録が発信されていないとか、そういうことよりも、このそもそも論文とかがハードル高過ぎるじゃないですか。まずそっちで何かやりようがないのか、それを議論した方がいいような気がするんですね。今、ほとんどの会って論文なん

ですよね。ほかの市がどれぐらいこういう審議会に応募があつて、どういう選考をやっているのかということをお聞きしたいなという気がするんですよ。特にそういう先進的なのとか、多く集まっているようなところ。何かそういうのを聞いて、ちょっと僕も応募するとき、論文だからちょっとやめようかと思ったんですけど、これはもう普通のそれこそまともな審議だったら余り応募したくないハードルの一番大きなものだと思うんで、とにかく選任のその選考方法の前にそこをやった方がいいんじゃないかなという気がするんですけど。

◎森田委員 私は逆に、私自身は小金井で福祉職なので、死活問題にかかわる例えば介護ですか子どもの方だと、もうその中で言っていかなければいけないから、例えば論文を出せと言ったら、この内容が密接に自分にかかわってくるという実感を持てば、200ページの論文出せと言われれば、私必死に書くと思うんですよ。だからいかにこういった審議会が今小金井の中で仕事をして住んでいる人、あなた一人一人にすごく密接に通じていることなんですよということをもっと何かいい方法でアピールできたらなと、それは日々思っているんですけどね。何かその辺を訴えたいし、行政の方にも市民はそういう委員会とかに来たらうるさい意見もあるし、面倒くさいなという時代ではないんですよということも訴えたいし、何かいつもそういうふうには思っています。もちろん市民にもそうですね、そうやってつながっているし、あとそういうところに参加するための一定のルールも何か「エイ、エイ、オー」と言って何か行政にという時代でもないんだということ、何かもっと推進会議のこういうふうな、もちろん一人一人の言葉かけというのも大事だと思うんですけども、その委員会で何かできないかなと、すごく漠然であり、とても本質的な問題だと思うんですけども。

◎野瀬委員 いいですか。

◎室井委員長 はい、どうぞ。

◎野瀬委員 私も、これだけたくさん附属機関があるということは全く知らなかったんですよ。それで議事録を、やっぱり読みにくいんですけど、どういったことをしているのかという、季節ごとに本当に何行ぐらいのことでもいいと思うんですけど、そういうのが市民の目に触れて、ああこういう機関があつて、こういうことをしているんだなということが何となく知られるような、やっぱり知らない方が随分多いと思うので、もうちょっとそういった工夫が必要じゃないかなと思うんですけど。

◎水谷委員 その選考等の「等」の方にばかり行ってますけれども、そのPRの仕方というか、募集の仕方のところで、やっぱり私も応募するときにすごく勇気が要ったんですけども、子どもを持つ親の立場からすると、必要に応じて保育をつけられますというようなことも明記できないものかと、必ずしも全部の委員会に保育予算をつける必要があるのかと言われれば、それもやっぱり無駄なことになっても、税金の無駄使いになりますけれども、全体の市の委員会の予算として保育予算みたいなものがあつて、その委員になった委員の要請があれば必ず保育を確保できますみたいなことをPRできればいいと思いますし、私もこの会議の委員になってから初めて夜の会議だということを知ったんですが、もちろん集まった委員の都合に合わせ

て開催はしますけれども、今までは平日昼間に開催していましたとか、夜にやっていたとか、そういうインフォメーションをしていくことは不可能なのかなど。やってほしいという要望を持っています。

◎室井委員長 そうですね。いつやるかというのは重要ですね。サラリーマンですとまず難しいですからね。

◎水谷委員 土曜日とか夜間だったら出られるんだって思ってやる人もいるかもしれないし、逆に平日の昼間だったら出られるという私のような立場の主婦みたいな人でも出られるかもしれない。

◎森田委員 それって記入なかったんでしたっけ。

◎水谷委員 年何回としか書いてない……。

◎森田委員 書いてなかったんですか。

◎室井委員長 多分通常の予測として夕方ぐらいだろうという感じなのか、あるいは昼間ぐらいなんじゃないか。

わかりました。ほかによろしいでしょうか。

そうしますと、まず今第一に応募人員を増やすという観点からのご意見がありました。議事録を公開し、常時関心を持ってもらうと。あるいはもう少しPRをうまくするということですかね。あるいは議事録に至らないでも、常時どういう活動をしているのかを明らかにしておくべき。あるいは保育の問題、あるいは会議の開催日時等の情報が欲しいということでもあります。その意味ですから、できることをすぐ実行できるものもあるかと思しますので、まず応募人員を増やすという努力をしていくということで、やっぱりPRですかね。というのが第一ですが、この点はそれぐらいでいいでしょうか。応募を増やす努力をしていくということ。これも最終的には提言にまとめられるんですよ。

◎企画課長 事務局の方で対応したいと思います。

◎室井委員長 あとは選考方法の方がやっぱり残っております。まず第一に選考委員会のメンバーの問題、それから論文審査の基準の問題というようなことがあります。あるいは方法そのものとして抽選ということ、あるいは先ほどありましたけど、論文というものがそもそも必要なかというご議論もありました。

そこで、どうしても抽象的になりますけれども、選考方法としてどういうものを考えておけばいいかということについて議論をしておきたいと思いますが、今ある手元のこの選考基準でございますと、基本的にはやっぱり応募者が行うことは論文だけですかね。

◎企画課長 条例でいいますと、第11条第2号。31ページです。

◎室井委員長 31ページ、それが論文、作文が、こういう方法があるということですよ。なるほど、こういう方法がある。面接というのもやられたことあるんですか。

◎企画課長 今日の一覧表に載せてますけれども、資料2の下から3つ目の社会教育委員の会議というところで、一次選考を1と3ですから論文と書類でやって、二次の選考を面接でやった

ということで報告が来ております。

◎室井委員長 この1というのは第11条第2項の1号、2号、3号、4号に対応しているんですね。

◎企画課長 そうです。

◎室井委員長 なるほど。

◎企画課長 1つの委員会だけです。あとは全部論文、作文。あと下の図書館協議会と公民館運営審議会委員の方も2がついています。

◎室井委員長 これ、何か理由があるんでしょうか。

◎企画課長 これは何か協議会の、公募をかける前の協議会の中で審議をされて、面接をやった方がいいというふうなことで意見があったというふうに聞いております。

◎大賀委員 どなたが面接の主催者というか、面接をする側になるのですか。

◎企画課長 されるのは選考委員だと思いますので、この場合は教育長とか教育関係の部長になっていると思います。

◎室井委員長 じゃあまずこの募集の基準についてはよろしいですか。今のところ、基本的なところとして言うと、市内在住、在勤ということですよ。在住、在勤、在学ですか。市内在住、在勤、在学で、年齢ですから年齢。年齢が18歳以上というのが多いようなんですけれども、これはこれでよろしいですか。最近ですと15歳とか、そういうような議論もないことはないんですけれども。何か基準がありますか。

◎企画課長 基準はないです。

◎室井委員長 特に法律上も決まりはないと思いますけど、18というその辺はこのままでいいですね。

はい、何かありますか。

◎野瀬委員 いいですか、今、言いたいことがあるんですけど……。

◎室井委員長 どうぞ。

◎野瀬委員 今続いています、お話の途中から。

◎室井委員長 じゃあ、どうぞ。

◎野瀬委員 選考委員会のところなんですけれども、意見を述べてもいいでしょうか。

◎室井委員長 はい、どうぞ。

◎野瀬委員 ここの中では、市長、助役、収入役、何とか部長、何とか課長が選考委員になりますと書かれていますけれども、その上の選考審査の評価の仕方の4番目なんですけれども、4番目というか……、ごめんなさい、上の審査の評価の仕方はいいと思うんですけれども、果たして本当に中立な立場で選考できるかという、先ほど土井委員がおっしゃった観点から考えますと、市民参加推進会議の委員が現実的に可能かどうかはわからないんですけど、この中に入ったかどうかと思います。意見なんですけれども。

◎室井委員長 選考委員会の委員にということですか。

◎野瀬委員 はい。

◎室井委員長 じゃあ選考委員会のことが出ましたので、選考委員会について少し議論をしておきましょうか。

◎松永委員 よろしいでしょうか。

◎室井委員長 はい。

◎松永委員 ちょっとそれはきついんじゃないかと。

◎野瀬委員 いえいえ……。

◎松永委員 というのはなぜかと言うと、これだけ各審議会、委員会とありますね。それぞれ専門的というか、要するに特定分野なんですね。ですから、その特定分野に関心がある人が応募するわけですよ。その分野。ですから、それに対してどれだけ関心があるか、また熱心に取り組んでいただくか、そういうものを判断しますので、当然のことながら、それに対する担当部局の方とか、そういう方にやっていただくというのがよろしいんじゃないかと思います。要するにそういう判断ができるという。

◎野瀬委員 今私が言ったことは、そういった専門的なことに関して個々の市民参加の推進会議の委員が意見を述べるという意味ではなくて、市民参加の委員が入る意味は、だから中立な立場で選考されているかという点についてそれを見守るというかそういう意味で、ですから専門的なところの部分の議論には加われないと思うんですけども、そういう意味で加わったらどうかという意見です。

◎土井委員 今専門的とおっしゃったんですけども、恐らくこういうふうな公募委員という形で参加する方たちというのは、必ずしも専門性を求められるということよりも、市民としての意見を求められているのではないかと思うんですよ。専門性って、もともと市民参加の中でよく専門性の問題というのは議論になりますけれども、専門家そのものは実は市民ではなくて、市民の一部ではあるかもしれないけれども、本来は最終的な判定者というのは一般の市民のはずなんです。今の民主主義の世界であるならば。専門家というのは、まさにそれに対して専門的な知識をアドバイスするという立場のはずですよ。そうすると、ここで加わってくる人たちというのは、必ずしも非常に高い専門性を持つ者ではなくて、市民としてどういう良識を持ちながらそれを判断するかという形で選ばれるはずですよ。論文にしても、それじゃそこまで高度な専門性のある論文を皆さん書いてくるかという、恐らくそういうことはないと思うんですけどね。

◎松永委員 こちらが言っているのは、確かに1つには関心があるということもあるんですけど、例えばその分野、さっきこちら言ったんですけど、以前、この委員会をつくる前の委員会ありましたね。そこである委員さんがなぜ3期にするのかという質問をしたと思うんですよ。そのときに議論のときに、4期になると、もうなれちゃってどうしようもないものになるんですけど、なぜ3期まで必要なのかという、かなり議論になったんですよ。3という数字が。その中で、最終的に落ちついたのは、1期目は勉強だと、2期目はやっとわかる、3期目に提

言すると、そういった意見があったんですよ、委員さんの中から。それでもって3という数字が出たんですね。

例えば、仮に各審議会、委員とあるんですけど、非常に言いづらいですよ。例えば基本的にその各審議会というのは、その分野の特定分野ですから、その分野についてまずなぜそうなのかという基本から説明するわけです。そうすると回数が限られた中である程度、率直な意見はいいですよ、何も知らないというか、知識がない中でも大歓迎なんですけど、ただ、それに対して余りにも時間がかかり過ぎということでもって3という数字が出たわけです。ですから、それはある程度、そういうものも行政としては必要だなというふうに思っています。

◎室井委員長 選考委員の件ですけど、ほかにご意見等はございますか。

◎松永委員 よろしいですか。

いつも引かかるんですけど、女性の比率、少ないです。応募者が少ないというのもそれはそれであるんですけど、あと論文審査でも、ご存じのとおり個人情報かわからない、男、女かわからないように消すわけです。女性。要するに公平にするためにだれが書いたかわからないようにその部分は全部墨塗りするわけです。特定の人だめ、そのようなことのないように、少なくとも女性・男性ぐらひは墨塗りしないで、例えば、アファーマティブアクションみたいな形で、ある程度女性を、少し枠を増やすとか、そういうのが必要じゃないかと思うんですけど、今はそうになっていないんです。そこで、さっき言われたように、ある程度女性のこれから社会進出含めてこういうところに参加していただく必要があるんですけど、現実には男女別、墨塗りしたらわからなくなっちゃうから。だから女性が入らないというもあるんですよ。そこで、アファーマティブアクション的な制度も必要なんじゃないかと、それはいまだに疑問に思っているんです。ですから、そういう点は率直にご意見お聞きしたいなと。

◎土井委員 一種のアファーマティブな形でやるという形ですね。

◎松永委員 それも必要なんじゃないかと思って。今そうになってないですから。だから女性の委員が増えないと。ですからある程度女性の枠を増やすというか、そういうのが必要なんじゃないかと思うんですけど、それをただやっていいかどうかと。

◎室井委員長 まあ機械的にやるかのかどうか。

今でも女性に限らず年齢構成とか地域とか、それなりに修正はされているわけでしょう、きつとね。

◎松永委員 うちの方はやらないんです。

◎室井委員長 やらない。

◎松永委員 要するに、例えばAさんという人の名前がわかっただけだと。例えば内容を見て、この人は東のだれだれさんとわかっちゃうと困るから、原則として出しているところもあるかもしれませんが、原則として大体消しちゃうんで、わからなくなっちゃうんです。

◎室井委員長 年齢、地域、性別含めて。

◎松永委員 ですから、そういう意味では公平なんです。わかんないから。論文だけになっ

ちゃう。ただ、そういう人をこの地域とか年齢とか男女とかわからなくなっちゃうから、ある程度ここで考慮するんだったらそういうものを明らかにしてもいいんじゃないかというような意見もあると。それを皆さん議論していただきたいと思います。

◎室井委員長 その上で、最終的にしかしその年齢とか何かは考慮されるんでしょう。

◎松永委員 全部消しちゃうんです。

◎室井委員長 いえいえ、論文審査のときにはしないと思うんですけども、最終の決定のときにはそういうことを考慮されるわけでしょう。

◎松永委員 いや、機械的にやっている。

◎室井委員長 また考慮……。

◎土井委員 そうすると、論文の上からとっていくという形、とっちゃうわけですか。

◎室井委員長 基本的にその論文の成績だけで。

◎土井委員 論文を足切りにして、その中から選ぶという方法もあると思うんですよね。論文を足切りにして、足切りにしてというのは、一定水準の知識とかそういうものを確かめた上で、あとについては別の選び方をするという方法も考えられると思うんです。

◎水谷委員 私も今の土井委員の意見に賛成で、最低基準を例えば30点とかにして、これを超えた人の中からじゃあ男女とか地域とか、そういうのを基準を考慮に入れながら選ぶというような方法があってもいいんじゃないかと思います。

◎室井委員長 そうしますと、この45ページの5の基準というのは特に働いてないということですか。

◎松永委員 いや、ただ迷っていると……。試行錯誤というか。

◎大賀委員 画一的にやっていることではないということ……。

◎室井委員長 どこかのところではやっているかもしれないと……。

◎土井委員 地域については逆に言うと、小金井というのはそこまでめちゃくちゃ広い地域じゃないから、細かいことを言い出すと、恐らくこれは応募者もいろいろ出てくると思うんですけど、少なくとも男女差については今おっしゃるような程度クリアされればそういうふうなカウントしていくのはいいんじゃないかなと思うんですけどね。

◎室井委員長 まあ、そうですね。試行錯誤的に男女差については一定の割合を最初から決めておくということは言えると思いますよね。

◎松永委員 逆に、各審議会委員とありますね。そうしますと、充て職というか指定職、専門職については男性が多いんですよね。そうすると、公募をかけても、例えば4人公募されているときに、半々だとしても2ですよね。それでも全体から見れば女性の場合は低いんです。ですから、さっきの全体のうちの3割というのはすべての委員会の3割ですから、例えば充て職、片や専門職、大学の先生とか、各種技術屋さんとかそういうのを含めると、それでも女性が圧倒的に少なくなっちゃうんです。ですから公募は、例えば極端に言えば女性が8割とか、そうしないと絶対いかないです。3割もいかないんです。その問題、出っちゃうんです。だから、そ

の辺もできれば皆さんの意見を聞きたいなと思います。今でも3割ちょっときついということになっていたと思います。

◎室井委員長 じゃあ2つ基準が要りますね。女性も優秀な人はいいわけでしょう、論文でも。いくらでも優秀な人はたくさんなってもいいわけじゃないですか。だからまず論文でやってみて、女性がよければそれでおしまいということになりますよね。

論文だけでやって女性が少ないと、女性の中から引き上げると。

◎松永委員 それは全体の、全委員さんですか。

◎室井委員長 いや、公募委員の。

◎松永委員 公募だけの話ですか。

◎室井委員長 公募の話ですけどね。そうしないと逆に抑えることになっていけないですよ。女性、いくら優秀でも3割までとか5割までとかということであると。

◎松永委員 ただ、議会も小金井市は女性の議員さんがかなり多いんですけど、その中でどうかというような意見もあるんですけど、要するに20人の委員さんいますよね。そのうち、仮に例えば4人を公募すると。あとは専門職だと。要するに知識経験を有する学識経験者。すると、その部分はほとんど男性なんです。すると、ここに4人の、全員女性にしても3割いかないんです。ただ、応分から行けば、じゃあ男女2人ずつにとか、そういう問題はなくすのかと。ですから、そういう意味では行かないという部分があるんですね。そこはずっと事務局としても悩みがあるところなので。いくら女性の枠を云々といっても、専門的な分野、例えば町会、自治会、各種団体、協議会とか、そういう関係は、ほとんど男性なんです。

◎室井委員長 伺ったところを見ると、やっぱり今の論文審査ということであれば、やはりそれに加えて女性の比率を高めるということをやったりここでも主張したらいいんじゃないでしょうかね。

◎松永委員 ぜひお願いしたい。

ただそうは言ってもそうはいかない点ね、ジレンマなんで、何かいい方法はないかと。

◎土井委員 逆に、いろいろな団体に対しても、できるだけ女性推薦という形でやってます。

◎松永委員 ええ、やってるんですけど、出てこないです。それはできるなら女性を生かしたいと考えているんですけど、やはり組織なり実践なり、その組織の考え方からこっちを押しつけるのはまずいと。ぜひそれはお願いしたいと思います。

◎室井委員長 そうですね。では、選考基準としてそういうことを考慮すると。第5条じゃなくて5ですかね。選考基準のこれをもう少し実を出していただくと。

◎松永委員 ぜひそういう意見が出たと。

◎室井委員長 そういう意見が多かったということで……。これはまあすぐできるんじゃないでしょうかね。

問題は選考委員会の委員の方。時間、こっちばかりやっていますが、よろしいですか。

◎松永委員 さっき言った次回のために資料があればそれだけは最低限欲しいと思います。効

率的にどんどん進むんで。

◎室井委員長 そうですね。ではちょっとお待ちくださいね。この公募委員の方は途中になってしまっていますけれども、今ぶちっと切っていいですか。

◎松永委員 また次回よく考えてくるというのもありますから。

◎室井委員長 まあそうですね。今のところ選考方法とパブリックの方法でしょうか。この2つぐらいを中心に進めたいと思います。

それでは、申しわけありませんが、パブリックコメントの方に入っておきたいと思います。

パブリックコメントについての議論という場合に、どのような資料が欲しいのかということをもまず議論したいんですが、どなたかいかがでしょうか。何もないでしょうか。

◎土井委員 ちょっと実際にパブリックコメントを今度は公表したときに、本来のその意見そのものが公表されている例というのはほとんどないんですよ。ほとんどもうこれは市民の意見そのものが編集された形で出てきちゃっている部分があって、果たしてこれ、どういうふうを選んでいったのかなということすら実は疑問であるということも含めて、その辺の資料を出していただければ、原資料がどういうふうな形で編集されてしまうのかという部分が結構分かると思います。いろいろ出してきたものにしても非常に短くて、あるいはその本当に全体の中からそういうものが選ばれて、それに対する回答をしているのかどうかということも、実はパブリックコメントの最終的な結果を見るとよくわからないとしか言いようがないのがあるものですから、その辺を……。

◎室井委員長 資料としては、現物を見たいということですか。

◎土井委員 そうですね。基本的にはそうですね。ある程度どういうふうなレベルで出てきているかというのを。

あと一つは、公表する際に市報とホームページ以外の手法をどこまでやっているかとか。というのは、これは例えば昼間働いていらっしゃる方たちが、そういうパブリックコメントを募集しているかどうかということすらご存じない方たちってものすごく多いんじゃないかなと思うんですよ。我々にしたところで気にしてなかったら、あれ、いつやってたんだろろうというのも結構ありますから、いかにそういうものが一般に目についてないかという問題があるんじゃないかなと思うんです。

◎松永委員 よろしいですか。

今、言われたのはそのとおりなんです。ただ、パブリックコメントをかける場合についてはあくまでここから来たこういうルートというのが前提なんですけど、個人情報についてはその部分はカットしていいですよ。

◎土井委員 もちろんそうです。もちろんご本人の方に関して、その個人的な部分がわかる部分に関してはカットすべきですし、それは見えないようにするのは当たり前の話だと思います。ただし、どういう意見がみんな出てきたんだろろうなという生の意見をみんな見たいなと思うのは当たり前だと思うんです。それが編集されちゃうとやはりちょっとわからなくなってしまう

ことがあって。

◎松永委員 それはいいんです。そのとおりで、論文とか意見の中で個人が特定できるような部分についてはカットしてもよろしい。

◎土井委員 それは当然のことだと思います。

◎松永委員 それともう一つ、仮に例えばパブリックコメントかけますよね。それについて自分の個人情報を明らかにしてもいいという、すべきだという意見もあるんですよ。言う以上責任があるんだから。ただし、匿名でやるのも当然あると。ですから、その辺の判断を本当はパブリックコメントについては一定の考え方が僕は必要だと思うんですよ。言う以上責任あるから個人情報出すのは当然だという意見もあるし、いや、個人が特定されるのはまずいから、あくまで……。

◎土井委員 いや、この問題については、ちょっと非常に微妙な問題がこれから先、今出てきていると思うんですよ。特に、個人情報に関して、ああいうふうなパブリックコメント的な形でたんんと出すと、まさにブログの問題と全く同じ形のもので起こる可能性がある。そんな人が善意でまさに自分の名前を出していいと言った途端に、その人に対する個人攻撃が出てきてしまうという例が全くないわけじゃないもんですから、その辺の扱いはどういうふうにするかというのはこれからの課題になってくると思いますけど。

◎松永委員 そこも一定の基準なり考え方をしないと、逆にパブリックコメントに応募する市民の方がちょっと疑問を持ってしまうので、そのような安心感を与えるために一定の基準が僕は必要だと思う。まだそれは確立されていないんです。

◎室井委員長 もちろん内容もそういうふうに入っていくことにはなりますが、とりあえず資料としてどういうものを出すかですが、今関係しました個人名等を抜いた原資料が出せるかなということがありますけど。

◎企画課長 2月15日の建設環境委員会に、まちづくり条例につきまして35人の方から意見が出ておりますけれども、その部分につきましては資料として提出されておりますので、もしそれでよければ、この委員会でお配りはできます。生のやつです。

◎室井委員長 それから公表媒体について、市の広報とホームページということですが、それ以外にどういうものがあるかという資料というのは、どういうものが考えられますかね。他の市町村とかというのは、なかなかすぐには調べられないですよ。

◎企画課長 小金井市としては現在、市報とホームページのみでございますので、あとはご近所の公民館とか図書館には置いてありますけれども、パブリックコメントをやっている西東京市とか横須賀市さん等もありますので、ちょっとその辺は調査をしてみたいと思いますので。

◎室井委員長 お願いします。

ほかにパブリックコメントについて議論を進めるときにあった方がいいという資料等については何かご意見ありますか。はい、どうぞ。

◎水谷委員 実際に募集をしているときのフォーマットですね。公民館などに置いてあるのを私は見たことがあるんですが、これは必ずどのパブリックコメントでも同じフォーマットなのか、例えばこの回はこういうフォーマットにしましたみたいな幾つかあるのか、この辺の現物をちょっといただければと思います。

◎企画課長 次回用意します。

◎室井委員長 ほかに何かございますでしょうか。

◎水谷委員 すみません、あと市内で配っている公民館と何とかなの数をご正確にお願いします。配布場所ですね。

◎室井委員長 市内の配布箇所ですね。

◎水谷委員 はい。

◎室井委員長 ほかにございますか。

◎土井委員 ちょっと違った言い方なんですけれども、実は、パブリックコメントをいろいろ出されているときに、例えば、条例に対するパブリックコメントなんかになると、これ、かなり専門知識を要する、いわばパブリックコメントを書く側がかなりきつい部分があるんですよ。ここがやっぱり一番ネックになってきているんじゃないかなという気がするんです。

例えば、条例にしろ何にしろ、ある意味でそれをもうちょっとわかりやすくそしゃくしたものに關して提出された上で、同時にその当然現物も出さなきゃいけないわけですけども、その両面的な形のものを出して、なるべく市民にわかるような形でコメントを求めないと、なかなか書きにくいんじゃないかなという気がしますけども。

◎室井委員長 用紙と……。

◎土井委員 用紙というか、その辺をどういうふうな形でわかりやすいものをつくれるかどうか。

◎松永委員 形式は……と、そういう意味でそれぞれが一定パターンは。

◎土井委員 いやいや書く側はいいんですけども、そうじゃなくて、例えばパブリックコメントをする場合に、例えば1つの条例があったときに、その条例についてももう少し簡単に要約なり何なりをした形の、しかもこれかなり図式したようなものがあった方がわかりやすいだろうなと思っているんですよ。私なんかも幾つか書いたことあるけれども、書いているうちにもう嫌になっちゃうものが結構あるんですよ。

◎室井委員長 そういったものが小金井市役所さんの方で今までのものが……。

◎土井委員 ありますか。結局今までのパブリックコメントを求めるときにどういうふうな形でやったかという、ほとんどずばっというのがあったと思うんですよ。

◎室井委員長 小金井市さんの場合は要約はほとんどない。

◎松永委員 他市でもない。他の自治体もないよね。

◎土井委員 その辺の比較があるとわかりやすいなと思うんですけどね。

◎室井委員長 国なんか多分、組織が大きいですから図なんかかいたりして。

◎松永委員 そういいのはいいんです。ただ、要約というのは人によっては誤解してしまうとか、行政の意図が入ってしまうというようなことがあって結構禁句とか、やってはいけないことの1つになっているんですよね。むしろ、行政に都合にいいような形で書いてしまうというのがあるのでどうかなという、そういう意見もあるんです。

◎室井委員長 それは確かに非常に微妙な問題ですが、言われるように市民の方は現物だけではこれは一体何だろうということもあるかもわかりませんね。ということは、資料としてはほとんど原案だけということですね。

◎松永委員 それは次回議論しても。いろいろ意見あると思うんですけども。

◎室井委員長 はい。ほかに何か。

◎森田委員 実際、幾つぐらいの委員会でパブリックコメントを行ったのか。

◎企画課長 それは今日の資料。

◎森田委員 ああ、ごめんなさい、そうですね。そのときに、その方法、いろんな形がありますよね、市民がその会場の直接来てとか。応募も違いますよね、パブリックコメントの行い方、それもだれがどういうふうに決めてそういう方法をとったのか、各委員会の委員長さんの考えでそういう方法をとったのかの違い。

◎室井委員長 パブリックコメントを決めた……。

◎森田委員 その方法。どういう方法。記入する例もありますし、あと……。

◎室井委員長 フォーマットに。

◎森田委員 ええ。まあ、そうなんですけど、それをどうしてそういうふうな方法をとったのかということまでちょっと伺って……。

◎室井委員長 そういう資料というのはなかなか……。

◎水谷委員 パブリックコメントで書面以外の方法ってあるんですか。

◎森田委員 私は、福祉推進委員会でかかわったときにはもう何月何日の何曜日にここの場所でこういう方法でやりますよということをかけて、実際にそれに対して意見を言いたい人はその場所に来てくださいという方法をとったんですね。

◎室井委員長 口頭でやったということですね。

◎森田委員 ええ。それで、幾つかのグループに分かれてその意見を出したものを小さな紙に書いて、こう張って行って、それをもうみんなの目に見える目の前でまとめるという方法を取ったんですね。

◎水谷委員 それ、パブリックコメントじゃなくて、地域福祉計画の何か策定会議とかそういうのではなくてですか。

◎森田委員 それはそれもそうなんですけど、パブリックコメントとは……。

◎水谷委員 違います。

◎森田委員 違っちゃうんですか。

◎室井委員長 一応、原案があって、それに対する意見を求めるというのがパブリックコメン

トですよ。

◎森田委員 ああ、そうか。ごめんなさい、そこをちょっと私ごっちゃにしてみました。それ、パブリックコメント、パブリックコメントってその中では呼んでいたのです。

◎松永委員 まあ、広い意味でということ。

◎企画課長 一応、条例の第15条で市民提言制度ということで、パブリックコメントを規定しております。それに関する規則の方では39ページの第16条、17条、18条あたりで決めております。小金井市としては、今、市民参加条例に基づくものについては文書で出させていただくと。ただ、その方法としては、直接書いていただいたものを持参するとか、送っていただくとか、ファクス、あとは電子データのメールでもいいということになっておりますので、いずれにしても、担当の方に文書といいますか、書いたものをもらうという形になると思います。

ですから、森田さんが言われた部分につきましては、条例上のパブリックではなくて、それとは違う形の意見の募集になると思います。

◎森田委員 ごめんなさい。ごっちゃにしてみました。

◎室井委員長 時間がそろそろ来てしまってるんですが、事務局の方に用意していただく資料は以上でよろしいですか。

(異議なし)

◎室井委員長 それでは、内容につきましてはここまでにしまして、次回の日程について調整をしたいと思います。

先ほどちょっと出ておりましたが、あと2回、予算的にはあるということでもありますので、先ほどもちょっと言いましたけれども、7月ごろもう一回で、秋にもう一回ぐらいでいかがでしょうかということですが、任期はいつまででしたか。

◎企画課長 来年の1月26日です。

◎室井委員長 ですから、年明けはちょっと厳しいかもしれませんが、7月ごろと秋1回という形で行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎室井委員長 では、7月の方、決めておきたいと思いますが、資料を用意するのは、それほど時間的によろしいですか。では7月の連休がありますが、19日あたりいかがでしょうか。水曜日。

◎土井委員 ちょっと私はだめです。

◎室井委員長 ああ、そうですか。そうしますと20日の木曜日は。

◎土井委員 木曜日、大丈夫です。

◎室井委員長 よろしいですか。

◎野瀬委員 すみません、私は7月後半がちょっと難しいです。でも皆さんがご都合がそれでよければ。

◎室井委員長 もう少し早い方がいいということでしょうか。

◎野瀬委員 そうですね。14までなんですけれども。難しいようでしたら、皆さんの方でやっていたらいいと思います。

◎室井委員長 じゃあ7月12日、よろしいでしょうか。

じゃあ12日ということをお願いします。時間は6時でよろしいですか。

じゃあ次回は7月12日の6時ということをお願いします。

ほかによろしいですか。今日はこれで。

それでは本日の会議はこれをもって終わりにしたいと思います。どうもありがとうございます。

(午後7時57分閉会)

市民参加条例対象附属機関等一覧表

(平成18年4月1日現在設置分)

| NO | 附属機関等の名称 | 担当課 | 根拠条例等 | 委員数 | | | | | 任期 | 改選の時期 | 任期数 | | | |
|----|--------------------|-------|----------------------------------|-----|-----|----|----|----|----|---------------------|-----|----|----|------|
| | | | | 定員 | 現員数 | 男性 | 女性 | 公募 | | | 1期 | 2期 | 3期 | 4期以上 |
| 1 | 小金井市市民参加推進会議 | 企画課 | 小金井市市民参加条例 | 12 | 12 | 9 | 3 | 6 | 2年 | 平成19年1月 | 12 | 0 | 0 | 0 |
| 2 | 小金井市指定管理者選定委員会 | 企画課 | 小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 | 5 | 5 | 5 | 0 | 0 | 2年 | 平成20年2月 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 3 | 小金井市男女平等推進審議会 | 広報広聴課 | 小金井市男女平等基本条例 | 10 | 10 | 3 | 7 | 5 | 2年 | 平成19年10月 | 4 | 6 | 0 | 0 |
| 4 | 小金井市行財政改革市民会議 | 行政管理課 | 小金井市行財政改革市民会議設置要綱 | 10 | 9 | 5 | 4 | 3 | 2年 | 平成20年3月 | 9 | 0 | 0 | 0 |
| 5 | 小金井市情報公開・個人情報保護審査会 | 総務課 | 小金井市情報公開・個人情報保護審査会条例 | 5 | 5 | 3 | 2 | 0 | 2年 | 平成19年10月 | 0 | 3 | 1 | 1 |
| 6 | 小金井市情報公開・個人情報保護審議会 | 総務課 | 小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例 | 11 | 12 | 10 | 2 | 3 | 2年 | 平成19年10月 | 6 | 2 | 2 | 2 |
| 7 | 小金井市消防団運営審議会 | 防災交通課 | 小金井市消防団運営審議会条例 | 11 | 11 | 11 | 0 | 0 | 2年 | 平成19年5月 | 4 | 2 | 2 | 3 |
| 8 | 小金井市防災会議 | 防災交通課 | 小金井市防災会議条例 | 21 | 21 | 21 | 0 | 0 | 2年 | 平成18年11月 平成19年3月 | 11 | 9 | 0 | 1 |
| 9 | 小金井市交通安全推進協議会 | 防災交通課 | 東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例 | 20 | | | | | 2年 | 改選中 | | | | |
| 10 | 小金井市駅周辺放置自転車対策協議会 | 防災交通課 | 小金井市駅周辺放置自転車対策協議会規約 | 27 | | | | | 2年 | 改選中 | | | | |
| 11 | 公務災害補償等審査会 | 職員課 | 小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 3年 | 平成19年10月 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 12 | 小金井市小口事業資金融資審議会 | 経済課 | 小金井市小口事業資金融資あっせん条例 | 6 | 6 | 5 | 1 | 0 | 2年 | 平成19年3月 | 2 | 2 | 0 | 2 |
| 13 | 小金井市消費生活審議会 | 経済課 | 小金井市消費生活条例 | 7 | 7 | 6 | 1 | 2 | 2年 | 平成18年10月 | 2 | 2 | 1 | 2 |
| 14 | 小金井市国民健康保険運営協議会 | 保険年金課 | 小金井市国民健康保険条例 | 17 | 17 | 11 | 6 | 5 | 2年 | 平成18年12月 | 2 | 7 | 4 | 4 |
| 15 | 小金井市緑地保全対策審議会 | 環境政策課 | 小金井市緑地保全及び緑化推進条例 | 10 | 9 | 4 | 5 | 3 | 2年 | 平成18年10月 | 1 | 8 | 0 | 0 |
| 16 | 小金井市環境審議会 | 環境政策課 | 小金井市環境基本条例 | 10 | | | | | 2年 | 改選中 | | | | |
| 17 | 小金井市地下水保全会議 | 環境政策課 | 小金井市の地下水及び湧水を保全する条例 | 5 | 5 | 3 | 2 | 0 | 2年 | 平成19年10月 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 18 | 小金井市廃棄物減量等推進審議会 | ごみ対策課 | 小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 | 15 | 15 | 11 | 4 | 5 | 2年 | 平成18年6月 | 0 | 15 | 0 | 0 |

市民参加条例対象附属機関等一覧表

(平成18年4月1日現在設置分)

| NO | 附属機関等の名称 | 担当課 | 根拠条例等 | 委員数 | | | | | 任期 | 改選の時期 | 任期数 | | | |
|----|--------------------------|--------|----------------------------|-----|-----|----|----|----|------|--------------------|-----|----|----|------|
| | | | | 定員 | 現員数 | 男性 | 女性 | 公募 | | | 1期 | 2期 | 3期 | 4期以上 |
| 19 | 小金井市廃棄物減量等推進員協議会 | ごみ対策課 | 小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 | 90 | 89 | 41 | 48 | 0 | 2年 | 平成20年3月 | 28 | 25 | 16 | 20 |
| 20 | 小金井市民生委員推せん会 | 福祉推進課 | 民生委員法・民生委員推せん会規則 | 7 | 7 | 5 | 2 | 0 | 3年 | 平成19年9月 | 1 | 4 | 1 | 1 |
| 21 | 小金井市福祉有償運送運営協議会 | 障害福祉課 | 小金井市福祉有償運送運営協議会設置要綱 | 8 | 8 | 7 | 1 | 0 | 2年 | 平成19年11月 | 8 | 0 | 0 | 0 |
| 22 | 小金井市障害程度区分判定審査会 | 障害福祉課 | 小金井市障害程度区分判定審査会条例 | 27 | 27 | 21 | 6 | 0 | 1年 | 平成19年3月 | 27 | 0 | 0 | 0 |
| 23 | 小金井市介護保険運営協議会 | 介護福祉課 | 小金井市介護福祉条例 | 10 | 10 | 6 | 4 | 4 | 3年 | 平成18年9月 | 2 | 8 | 0 | 0 |
| 24 | 小金井市介護認定審査会 | 介護福祉課 | 小金井市介護福祉条例 | 38 | 38 | 24 | 14 | 0 | 1年ほか | 任期なし(随時) | | | | |
| 25 | 小金井市市民健康づくり審議会 | 健康課 | 小金井市市民健康づくり審議会条例 | 15 | 15 | 10 | 5 | 2 | 2年 | 平成20年1月 | 4 | 6 | 1 | 4 |
| 26 | 小金井市母子保健連絡協議会 | 健康課 | 小金井市母子保健連絡協議会設置要綱 | 9 | 9 | 5 | 4 | 0 | 2年 | 平成20年2月 | 3 | 4 | 0 | 2 |
| 27 | 小金井市在宅歯科診療事業連絡協議会 | 健康課 | 小金井市在宅歯科診療事業実施要綱 | 8 | 8 | 7 | 1 | 0 | 2年 | 平成19年3月 | 2 | 2 | 0 | 4 |
| 28 | 小金井市予防接種健康被害調査委員会 | 健康課 | 小金井市予防接種健康被害調査委員会設置要綱 | 6 | 6 | 5 | 1 | 0 | 2年 | 平成19年3月 | 3 | 2 | 0 | 1 |
| 29 | 小金井市児童福祉審議会 | 子育て支援課 | 小金井市児童福祉審議会規程 | 11 | 10 | 4 | 6 | 3 | 2年 | 平成19年8月 | 0 | 10 | 0 | 0 |
| 30 | 小金井市子ども家庭支援センター運営協議会 | 子育て支援課 | 小金井市子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱 | 10 | 9 | 2 | 7 | 2 | 2年 | 平成20年3月 | 1 | 8 | 0 | 0 |
| 31 | 小金井市青少年問題協議会 | 児童青少年課 | 小金井市青少年問題協議会条例 | 25 | 25 | 18 | 7 | 0 | 2年 | 平成19年6月 | 19 | 5 | 0 | 1 |
| 32 | 小金井市児童館運営審議会 | 児童青少年課 | 小金井市児童館条例 | 10 | 10 | 3 | 7 | 3 | 2年 | 平成19年6月 | 8 | 2 | 0 | 0 |
| 33 | 小金井市青少年の育成環境審議会 | 児童青少年課 | 小金井市青少年の健全な育成環境を守る条例 | 10 | 10 | 7 | 3 | 3 | 2年 | 平成19年2月 | 8 | 1 | 0 | 1 |
| 34 | 小金井市都市計画審議会 | 計画課 | 小金井市都市計画審議会条例 | 19 | 19 | 16 | 3 | 0 | 2年 | 平成18年9月 | 10 | 4 | 2 | 3 |
| 35 | JR中央本線連続立体交差事業関連まちづくり委員会 | 計画課 | JR中央本線連続立体交差事業関連まちづくり委員会要綱 | 10 | 10 | 9 | 1 | 2 | 3年 | 平成18年11月 | 2 | 8 | 0 | 0 |
| 36 | 東小金井駅北口まちづくり協議会 | 区画整理課 | 東小金井駅北口まちづくり協議会設置要綱 | 18 | 14 | 13 | 1 | | 1年 | 平成18年7月 | 7 | 2 | 5 | 0 |
| 37 | 小金井市奨学資金運営委員会 | 庶務課 | 小金井市奨学資金支給条例 | 8 | 8 | 3 | 5 | 3 | 2年 | 平成19年5月 平成19年9月 | 5 | 0 | 2 | 1 |

市民参加条例対象附属機関等一覧表

(平成18年4月1日現在設置分)

| NO | 附属機関等の名称 | 担当課 | 根拠条例等 | 委員数 | | | | | 任期 | 改選の時期 | 任期数 | | | |
|----|---------------|-------|---------------------|-----|-----|----|----|----|----|--|-----|----|----|------|
| | | | | 定員 | 現員数 | 男性 | 女性 | 公募 | | | 1期 | 2期 | 3期 | 4期以上 |
| 38 | 小金井市社会教育委員の会議 | 生涯学習課 | 小金井市社会教育委員の設置に関する条例 | 10 | 10 | 4 | 6 | 3 | 2年 | 平成19年9月 | 4 | 3 | 3 | 0 |
| 39 | 小金井市文化財保護審議会 | 生涯学習課 | 小金井市文化財保護条例 | 7 | 7 | 6 | 1 | 0 | 2年 | 平成20年3月 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| 40 | 小金井市市誌編さん委員会 | 生涯学習課 | 小金井市誌編さん委員会条例 | 8 | 5 | 5 | 0 | 0 | 3年 | 平成18年9月 平成18年10月 平成19年4月 平成20年10月 | 2 | 2 | 0 | 1 |
| 41 | 小金井市図書館協議会 | 図書館 | 小金井市図書館協議会条例 | 10 | 10 | 5 | 5 | 3 | 2年 | 平成19年11月 | 6 | 1 | 1 | 2 |
| 42 | 公民館運営審議会 | 公民館 | 小金井市公民館条例 | 10 | 10 | 6 | 4 | 3 | 2年 | 平成19年9月 | 5 | 4 | 1 | 0 |
| 43 | 公民館企画実行委員 | 公民館 | 小金井市公民館条例 | 36 | 30 | 14 | 16 | 27 | 2年 | 平成18年7月 | 17 | 9 | 4 | 0 |

公募した附属機関等に関する調べ（平成16年度及び17年度）

| 附属機関等の名称 | 担当課 | 募集公募委員数 | 応募者数 | | | 選考した者 | | 委嘱年月日 | 公募期間 | 選考方法 |
|-----------------------------|--------|----------------|------|----|----|--------------|----|---------------------------|---|-----------------|
| | | | 総数 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | | | |
| 小金井市市民参加推進会議 | 企画課 | 8 (個人5、団体3) | 12 | 9 | 3 | 4 (うち団体1) | 2 | 平成17年1月27日 | 平成16年10月20日～11月10日 (再公募 平成16年12月5日～12月20日) | ① |
| 小金井市男女平等推進審議会 | 広報広聴課 | 5 | 3 | 0 | 3 | 0 | 3 | 平成17年10月24日 | 平成17年8月22日～9月9日 | ① |
| | | 2 | 3 | 1 | 2 | 0 | 2 | 平成18年3月9日 | 平成17年11月5日～12月1日 | ① |
| 小金井市行財政改革市民会議 | 行政管理課 | 3 | 7 | 4 | 3 | 1 | 2 | 平成18年3月30日 | 平成18年2月5日～2月20日 | ① |
| 小金井市情報公開・個人情報保護審議会 | 総務課 | 3 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0 | 平成17年10月1日 (内2人は11月1日) | 平成17年8月5日～8月22日 (再公募 平成17年9月20日～10月4日) | ① |
| (仮称) 小金井市立美術館管理運営実施計画検討委員会 | 市民文化課 | 3 | 10 | 5 | 5 | 2 | 1 | 平成17年1月19日 | 平成16年11月16日～12月5日 | ① |
| 小金井市消費生活審議会 | 経済課 | 2 | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | 平成16年10月29日 | 平成16年8月9日～8月25日 | ① |
| 小金井市国民健康保険運営協議会 | 保険年金課 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 平成17年1月1日 | 平成16年11月20日～12月3日 | ① |
| 小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定委員会 | 介護福祉課 | 2 | 4 | 4 | 0 | 2 | 0 | 平成17年4月1日 | 平成17年2月5日～2月21日 | ① |
| 小金井市市民健康づくり審議会 | 健康課 | 2 | 3 | 2 | 1 | 2 | 0 | | 平成17年12月20日～18年1月13日 | ① |
| 小金井市青少年の育成環境審議会 | 児童青少年課 | 3 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | 平成17年3月1日 | 平成16年10月20日～11月10日 | ① |
| 小金井市児童館運営審議会 | 児童青少年課 | 3 | 8 | 1 | 7 | 0 | 3 | 平成17年7月1日 | 平成17年5月5日～5月25日 | ① |
| 小金井市廃棄物減量等推進審議会 | ごみ対策課 | 5 | 5 | 3 | 2 | 3 | 2 | 平成16年7月1日 | 平成16年5月5日～5月25日 | ① |
| 小金井市奨学資金運営委員会 | 庶務課 | 3 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | 平成17年5月18日 | 平成17年3月5日～3月25日 | ① |
| | | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 平成18年4月26日 | 平成18年3月5日～3月24日 | ① |
| 小金井市社会教育委員の会議 | 生涯学習課 | 3 | 9 | 3 | 6 | 1 | 2 | 平成17年9月9日 | 平成17年6月5日～6月24日 | 一次選考 ①③二次選考② |
| 小金井市図書館協議会 | 図書館 | 3 | 5 | 0 | 5 | 0 | 3 | 平成17年11月1日 | 平成17年8月20日～9月2日 | ①② |
| 小金井市公民館運営審議会委員 | 公民館 | 3 | 5 | 3 | 2 | 2 | 1 | 平成17年9月9日 | 平成17年6月20日～7月8日 | ①② |

※選考方法欄は、市民参加条例施行規則第11条第2項の①論文、作文等による選考②面接選考③書類選考④抽選の別を記載。

パブリックコメント実施状況（平成16年度及び17年度）

| 施策の名称 | 担当課 | 提示期間 | 意見提示できる者 | 意見提示 | | 検討結果公表時期 | 検討結果 |
|-----------------------------------|--------|--------------------|--|------|----|-------------------|-------|
| | | | | 人数 | 件数 | | |
| 中心市街地商業等活性化基本計画（案） | 経済課 | 平成16年9月21日～10月20日 | 市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体 | 2 | 2 | 平成16年12月3日～12月28日 | 原案どおり |
| 小金井市地域福祉計画（素案） | 福祉推進課 | 平成16年11月15日～12月14日 | 市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体 | 4 | 18 | 平成17年3月15日～3月31日 | 原案どおり |
| 「のびゆくこどもプラン 小金井」（小金井市次世代育成支援行動計画） | 子育て支援課 | 平成17年6月6日～7月5日 | 市内在住・在勤・在学の方 | 8 | 12 | 平成17年7月25日～8月31日 | 一部修正 |
| 環境基本計画（素案） | 環境政策課 | 平成17年6月20日～7月19日 | 市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体 | 9 | 19 | 平成17年9月20日～10月19日 | 一部修正 |
| (仮称)小金井市まちづくり条例(案) | 計画課 | 平成17年9月6日～10月6日 | 市内在住、在勤、在学、土地建物に権利を有する者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体 | 35 | — | 平成17年12月7日～1月6日 | 一部修正 |
| 一般廃棄物（ごみ）処理計画（素案） | ごみ対策課 | 平成17年11月7日～12月6日 | 市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体 | 2 | 8 | 平成18年1月23日～2月22日 | 原案どおり |
| 介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画（素案） | 介護福祉課 | 平成17年11月7日～12月7日 | 市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体 | 3 | 7 | 平成18年2月3日～2月28日 | 原案どおり |
| 第3次基本構想・後期基本計画（素案） | 企画課 | 平成18年1月10日～2月9日 | 市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体 | 9 | 46 | 平成18年4月1日～4月30日 | 原案どおり |
| 武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業に係る公共施設の修景計画（案） | 再開発課 | 平成18年1月20日～2月20日 | 市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体 | 3 | 8 | 平成18年4月1日～4月30日 | 原案どおり |

平成18年度中に新設予定の審議会等一覧

| 名 称 | 担当課 | 根拠条例等 |
|------------------------|-------|--------------------------|
| 小金井市国民保護協議会 | 防災交通課 | 小金井市国民保護協議会条例 |
| 小金井市立はけの森美術館運営協議会 | 市民文化課 | 小金井市立はけの森美術館条例 |
| (仮称) 小金井市文化芸術振興条例策定委員会 | 市民文化課 | (仮称) 小金井市文化振興条例策定委員会設置要綱 |
| (仮称) 小金井市ごみゼロ化推進会議 | ごみ対策課 | 未定 |
| 小金井市障害程度区分判定審査会 | 障害福祉課 | 小金井市障害程度区分判定審査会条例 |
| 小金井市まちづくり委員会 | 計画課 | 小金井市まちづくり条例 |
| 小金井市文化財保護審議会 | 生涯学習課 | 小金井市文化財保護条例 |

平成18年度審議会等委員の公募予定一覧

| 名 称 | 公募予定 人数(人) | 公募予定時期 | 担当課・問合せ先 |
|------------------------|---------------|--------|----------|
| 小金井市市民参加推進会議 | 8 | 11月 | 企画課 |
| 小金井市立はけの森美術館運営協議会 | 2 | 4月 | 市民文化課 |
| (仮称) 小金井市文化芸術振興条例策定委員会 | 3 | 4月 | 市民文化課 |
| 小金井市消費生活審議会 | 2 | 8月 | 経済課 |
| 小金井市国民健康保険運営協議会 | 2 | 11月 | 保険年金課 |
| 小金井市環境審議会 | 4 | 4月 | 環境政策課 |
| 小金井市緑地保全対策審議会 | 4 | 8月 | 環境政策課 |
| (仮称) 小金井市ごみゼロ化推進会議 | 未定 | 8月 | ごみ対策課 |
| 小金井市廃棄物減量等推進審議会 | 5 | 5月 | ごみ対策課 |
| 小金井市介護保険運営協議会 | 8 | 4月及び9月 | 介護福祉課 |
| 小金井市まちづくり委員会 | 3 | 未定 | 計画課 |
| 公民館企画実行委員 | 30 | 5月 | 公民館 |